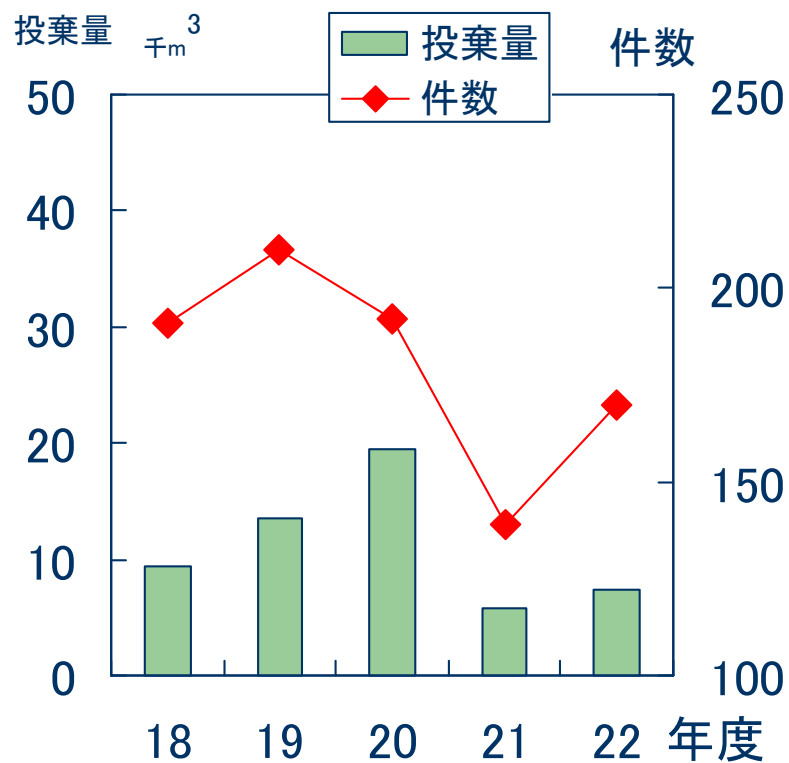


栃木県の不法投棄事例等について

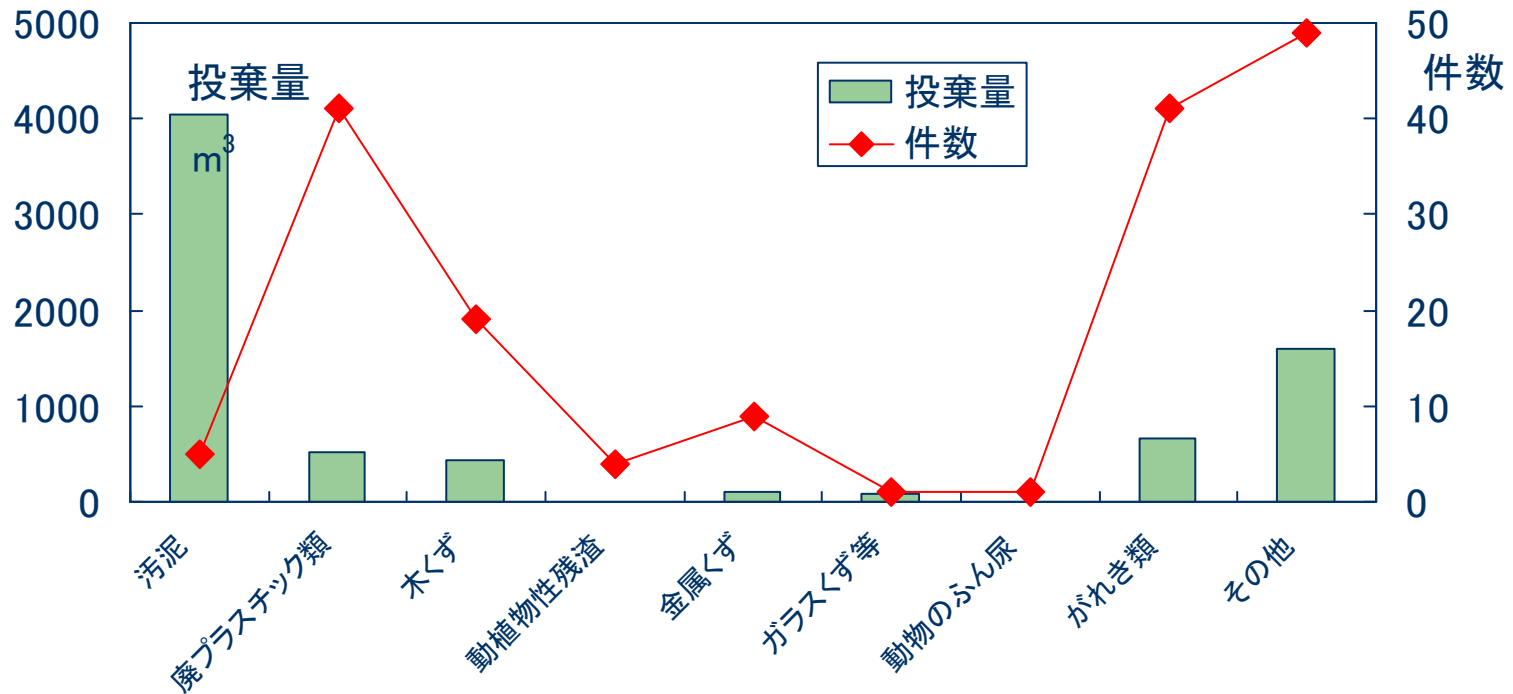
栃木県廃棄物対策課

産業廃棄物の不法投棄の推移



- 大規模な不法投棄事案
→減少傾向
- より一層巧妙化

産業廃棄物の種類別不法投棄の件数と数量



不法投棄等の指導・検挙事例

- 廃棄物を自社所有地内に不法投棄
- 無許可営業及び不法投棄
排出事業者も委託基準違反
- 下請業者に、廃棄物を処理させ、マニフェストを交付させた。

不法投棄対策(1)

- 職員等による
監視パトロール
- 不法投棄監視業務委託
による監視パトロール
- スカイパトロール、
監視カメラ設置



下野新聞 H24. 8.25

不法投棄対策(2)

- 不法投棄110番設置 (各環境森林事務所等)

県西 0288-23-1000 県東 0285-81-9002

県北 0287-22-2277 県南 0283-23-4445

小山 0285-22-4309

宇都宮市 028-632-2929

- 不法投棄等の情報提供に関する協定

東京電力、栃木県産業廃棄物協会、

栃木県森林組合連合会、栃木県法面保護施設業協会

- 普及啓発活動

不適正処理廃棄物の通報努力義務

- 廃棄物処理法第5条(清潔の保持等)

土地又は建物の占有者 (所有・占有・管理土地)



廃棄物の投棄禁止



- 廃棄物処理法第16条
何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない
- 罰則
5年以下の懲役、
1000万円(法人は3億円)
以下の罰金又は併科

廃棄物の野外焼却の禁止



- 廃棄物処理法第16条の2
何人も次に掲げる方法(処理基準に従って行う廃棄物の焼却)による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない
- 罰則
5年以下の懲役、
1000万円(法人は3億円)
以下の罰金又は併科

生活環境保全上支障がある廃棄物の 処理委託について

・環境省通知(H24. 9. 11)の概要

1 排出事業者が講ずべき措置

- ・ 委託契約を締結する場合には、有効に処理できる処理方法であることを処分業者に確認すること
- ・ 委託契約書に、有害物質等の含有に関する情報を記載すること
- ・ 処理業者の施設を実際に確認すること など

2 処理業者が講ずべき措置

- ・ 排出事業者から情報を求め、自社の処理施設で適正に処理可能かどうか判断すること など